

## ■差し押さえ処分を強化

滞納者に対しては、納税していただいている市民との公平性を確保するため、法に基づいて厳正に対処しています。市では滞納市税の解消のため、差し押さえ処分を強化しており、平成21年度からは滞納者宅の捜索を行って、隠している現金を探し出すほか、美術品、家具、大型家電、自動車などを差し押さええています。捜索により差し押さえられた動産は、指定期日までに滞納市税の完納がなければ、インターネット公売により売却し、滞納市税に充てられます。

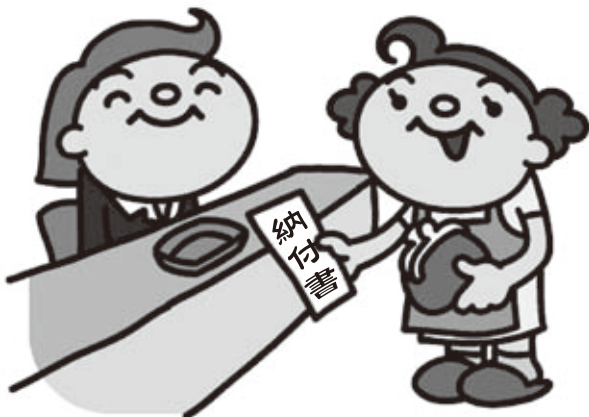
その他にも、差し押さえの対象としている財産には、預貯金や給与、生命保険などがあります。平成23年度には1,123件の差し押さえを行い、約1億4,674万円が滞納市税に充てられています。



今年度公売した物件

## ■市税は納期限内に納めましょう

市税を滞納することは、津市にとって大きな損失になります。それは滞納された税金を徴収するために多額の費用がかかり、その費用も市税から支出することになるからです。貴重な市税を有効に活用するため、必ず納期限内に納付してください。



## ■納税は便利な口座振替のご利用を

市税の納付は、口座から自動的に納付できる、安心して便利な口座振替をご利用ください。納期ごとに納める手間が省け、うっかり忘れることもありません。

口座振替の申し込みは、市内の銀行、信用金庫、農協、労働金庫、郵便局で受け付けており、簡単に手続きできます。

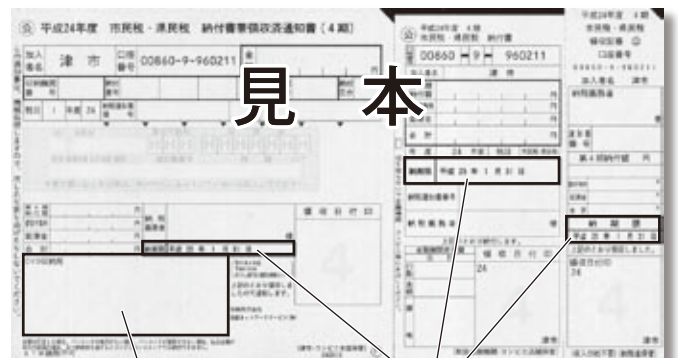
## ■市税はコンビニで納付できます

市税のうち、市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税は、コンビニで納付できます。

バーコードが印字された納付書で、納期限内のものであれば、曜日や時間を気にすることなく、納付書の裏面に印刷されている全国のコンビニで納付できます。

納付書に書かれている税金の期別をよく確かめて、納付してください。

### コンビニで利用できる納付書



バーコードがあること

納期限内のもの

### 次のような納付書は コンビニで利用できません

- バーコードが印刷されていない納付書（督促状や催告状）
- コンビニでの納期限が過ぎた納付書
- 納付書1枚当たりの金額が30万円を超えているもの
- 破損・汚損などによりバーコードが読み取れない納付書
- 金額を訂正した納付書や、金額を書き加えた納付書